

平成 4 年 5 月 1 4 日
長崎県警察本部訓令第 9 号
最終改正 平成19年 3 月14日

長崎県警察旗等の制式及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、長崎県警察旗・警察本部旗及び所属旗（以下「警察旗等」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長崎県警察旗 県警察の総合体としての長崎県警察を表徴する警察旗をいう。
- (2) 警察本部旗 警察本部の各所属を統合して表徴する警察旗をいう。
- (3) 所属旗 警備部機動隊、長崎県警察管区機動隊、交通部交通機動隊、警察学校及び県下各警察署をそれぞれ表徴する警察旗をいう。

(警察旗等の制式)

第 3 条 警察旗等の制式は、別表 1 「警察旗等の制式」のとおりとする。

(警察旗等の管理責任者)

第 4 条 長崎県警察旗及び警察本部旗の管理責任者は、警察本部警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）とし、所属旗はそれぞれの所属長とする。

(管理の適正)

第 5 条 警察旗等の管理及び使用に当っては、長崎県警察の表徴であることをよく認識し、破損・汚損のないよう特に配慮しなければならない。

(警察旗等の使用)

第 6 条 警察旗等は、次に掲げる場合に使用するものとする。

- (1) 長崎県警察が主催して行う儀式・祭典
- (2) 長崎県警察が行う主要な行事
- (3) その他警察活動上必要と認められる場合

(長崎県警察旗及び警察本部旗の使用手続)

第 7 条 所属長は長崎県警察旗及び警察本部旗を使用するときは、長崎県警察旗（警察本部旗）使用申請書（様式第 1 号）により装備施設課長に申請しなければならない。

(警察旗等の操作要領)

第 8 条 部隊活動における警察旗等の操作要領は、別表 2 「警察旗等の操作要領」のとおりとする。ただし、長崎県警察旗は原則として、部隊活動における操作は行わないものとする。

(警察旗等使用簿の備付け)

第9条 各管理責任者は、警察旗等使用簿(様式第2号)を備え付け、警察旗等の使用状況を明らかにしておくものとする。

(標灯の使用)

第10条 標灯は、夜間の儀式、祭典、現場指揮所等に使用する必要があると所属長が認めたときは、所属旗に代えて掲げることができる。

(標灯の制式)

第11条 標灯の種類は高張提灯及び弓張提灯とし、その制式は別表3「標灯の制式」のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成4年5月14日から施行する。

附 則(平成19年長崎県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成19年3月16日から施行する。